単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程

昭和４５年　６月１５日
規　程　第　１　号

改正　昭和４６年　３月２９日規程第　１号　　昭和４９年　６月１７日規程第　２号
昭和５０年１２月２２日訓令第　１号　　平成１７年　３月２８日規程第　５号
平成２１年１１月３０日規程第　３号　　平成２２年１１月３０日規程第　１号
令和　４年　５月１７日規程第　１号　　令和　４年１２月２０日規程第　４号
令和　５年　３月２４日規程第　１号　　令和　５年１２月２５日規程第　３号
令和　６年１２月２３日規程第　３号

（目的）

第１条　この規程は、単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給料表等）

第２条　給料表は、別表第１に定めるところによる。

２　職員の職務の等級は、職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、別表第２の等級別基準職務表及び次条に定めるところにより決定する。

３　組合長は、すべての職員の職を前項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付けし、第１項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格、昇給等）

第３条　八幡浜市職員の給与に関する条例（平成１７年八幡浜市条例第４６号）第４条及び八幡浜市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成１７年八幡浜市規則第３０号。以下「規則」という。）の規定は、職員について準用する。ただし、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）については、規則第１条、第２条第８号、第３条、第４条第１項、第９条第１号及び第２号、第１０条から第２１条まで、第２２条第１項、第２３条、第２５条から第３５条まで、第３７条並びに附則の規定は除く。

２　前項の場合において、規則第２１条第１項中「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第１４」とあるのは「昇格した日の前日に受けていた号給に

対応する別表第３」に読み替えるものとする。

３　昇格時号給対応表は、別表第３のとおりとする。

４　降格時号給対応表は、別表第４のとおりとする。

（給料以外の給与等）

第４条　八幡浜市職員の給与に関する条例第８条から第１１条までの規定は、職員について準用する。

２　前項の場合において、特殊勤務手当は、八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４６年条例第５号）の規定を準用する。

（給与に支給等）

第５条　職員の給与に関し特に定めのないものについては、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和５８年条例第１１号）の適用を受ける職員の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和４６年４月１日から施行する。

２　別表第１の規定の昭和４９年度における適用について、同表に掲げる給料月額は、いずれもその額に１００分の１１０を乗じて得た額（その乗じて得た額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

３　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

４　前項に規定するもののほか、八幡浜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年八幡浜市条例第２３号）による改正前の八幡浜市職員の定年等に関する条例（平成１７年八幡浜市条例第２７号）第３条の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する

特例措置については、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

附　則（昭和４６年規程第１号）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、昭和４６年５月１日から適用する。

２　給料表の切替えに伴う措置については、八西特別養護老人ホーム事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和４５年八西特別養護老人ホーム事務組合条例第４号）附則第３項から第１３項までの規定を準用する。

附　則（昭和４９年規程第２号）

（適用期日）

１　この規程は、公布の日から施行し、昭和４９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和４９年４月１日からこの訓令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

３　最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料月額等の取扱いについては、職員の給与に関する条例（昭和４９年八西特別養護老人ホーム事務組合条例第２号）の適用を受ける職員の例による。

附　則（昭和５０年訓令第１号）

（適用期日）

１　この規程は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和５０年４月１日からこの訓令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

３　最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料月額等の取扱いについては、職員の給与に関する条例（昭和４９年八西特別養護老人ホーム事務組合条例第２号）の適用を受ける職員の例による。

附　則（平成１７年規程第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２１年１２月に支給する期末手当における八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２１年条例第３０号）附則第２項の規定の適用については、同項第１号中「職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの」とあるのは「職員であつて給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの」とし、表を次の表とする。

給料表	職務の級	号　　給
単労職給料表	１　　級	１号給から６８号給まで
	２　　級	１号給から３２号給まで

附　則（平成２２年規程第１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２２年１２月に支給する期末手当における八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２２年条例第３１号）附則第２項の規定の適用については、同項第１号中「職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの」とあるのは「職員であつて給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの」とし、表を次の表とする。

給料表	職務の級	号　　給
単労職給料表	1　　級	1号給から108号給まで
	2　　級	1号給から72号給まで
	3　　級	1号給から64号給まで
	4　　級	1号給から36号給まで
	5　　級	1号給から20号給まで

附　則（令和4年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和4年規程第4号）

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程（以下附則第3項において「新規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置等）

2　職員の給料の切替え及びこれに伴う経過措置等については、八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年八幡浜市条例第22号）第1条の規定の適用を受ける職員の例による。

（給与の内払）

3　新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和5年規程第1号）

（施行期日）

1　この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条

第３項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

３　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の勤務時間を３８．７５で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

４　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程第２条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第３項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を３８．７５で除して得た数を乗じて得た額とする。

附　則（令和５年規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程（附則第３項において「新規程」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（経過措置等）

２　職員の給料の切替え及びこれに伴う経過措置等については、八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年八幡浜市条例第２４号）第１条の規定の適用を受ける職員の例による。

（給与の内払）

３　新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和６年規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程（附則第３項において「新

規程」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（経過措置等）

２　職員の給料の切替え及びこれに伴う経過措置等については、八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和６年八幡浜市条例第４０号）第１条の規定の適用を受ける職員の例による。

別表第１

給　　料　　表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000

	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
	47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
	48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
	49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
	50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
	51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
	52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
	53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
	54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
	55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
	56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
	57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
	58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
	59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
	60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
	61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
	62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
	63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
	64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
	65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
	66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
	67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
	68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
	69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
	70	238,100	261,400	289,800	316,000	
	71	238,400	261,700	290,300	316,500	
	72	238,700	261,900	290,800	317,000	
	73	238,900	262,100	291,300	317,300	
	74	239,200	262,400	291,800	317,800	
	75	239,500	262,700	292,200	318,300	
	76	239,700	262,900	292,600	318,700	
	77	239,900	263,100	293,000	318,900	
	78	240,200	263,400	293,400	319,200	
	79	240,500	263,700	293,800	319,400	
	80	240,700	263,900	294,200	319,700	
	81	240,900	264,100	294,600	320,000	
	82	241,200	264,400	295,000	320,300	
	83	241,500	264,700	295,400	320,600	
	84	241,700	264,900	295,900	320,800	
	85	241,900	265,100	296,200	321,000	
	86	242,200	265,300	296,700	321,300	
	87	242,500	265,600	297,200	321,600	
	88	242,700	265,900	297,700	321,800	
	89	242,900	266,100	298,000	322,000	
	90	243,200	266,300	298,500	322,300	
	91	243,500	266,600	299,000	322,600	

	92	243,700	266,800	299,300	322,900	
	93	243,900	267,100	299,700	323,100	
	94	244,200	267,400	300,200	323,400	
	95	244,500	267,700	300,700	323,700	
	96	244,700	267,900	301,200	323,900	
	97	244,900	268,100	301,500	324,100	
	98	245,200	268,400	301,900	324,400	
	99	245,400	268,600	302,400	324,700	
	100	245,700	268,900	302,900	324,900	
	101	245,900	269,100	303,300	325,100	
	102	246,100	269,300	303,700		
	103	246,400	269,600	304,000		
	104	246,700	269,900	304,300		
	105	246,900	270,100	304,600		
	106	247,200	270,300	305,000		
	107	247,500	270,600	305,300		
	108	247,700	270,800	305,700		
	109	247,900	271,100	306,000		
	110	248,200	271,400	306,400		
	111	248,500	271,700	306,800		
	112	248,700	271,900	307,100		
	113	248,900	272,100	307,300		
	114	249,200	272,400	307,600		
	115	249,500	272,600	307,900		
	116	249,700	272,800	308,100		
	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			

定年前再任用短時間勤務職員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

別表第２

級別職務分類表

職務の級	職　務　分　類
１　級	(1) 看護助手、業務員、調理員（以下「労務作業員等」という。）の職務 (2) 自動車運転者の職務
２　級	(1) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転者の職務及び調理員の職務 (2) 多数の労務作業員等を直接指揮監督する主任又は副主任の職務 (3) 相当の経験を必要とし、組合長が認めた労務作業員等の職務
３　級	(1) ２級に該当する職務のうち組合長が特に重要と認める職務
４　級	(1) ３級に該当する職務のうち組合長が特に重要と認める職務

別表第３

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28

60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	

１１３	５４	６６	７５	
１１４	５４	６６	７５	
１１５	５４	６６	７６	
１１６	５４	６６	７６	
１１７	５５	６７	７６	
１１８	５５	６７	７６	
１１９	５５	６７	７６	
１２０	５５	６７	７６	
１２１	５５	６７	７６	
１２２		６７	７６	
１２３		６７	７６	
１２４		６７	７６	
１２５		６７	７６	
１２６		６７	７６	
１２７		６７	７６	
１２８		６７	７６	
１２９		６７	７６	
１３０		６７	７６	
１３１		６７	７６	
１３２		６７	７６	
１３３		６７	７６	
１３４		６７		
１３５		６７		
１３６		６７		
１３７		６７		

別表第４

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	１級	２級	３級	４級
１	３７	９	２９	１７
２	３８	１０	３０	１８
３	３９	１１	３１	１９
４	４０	１２	３２	２０
５	４１	１３	３３	２１
６	４２	１４	３４	２２
７	４３	１５	３５	２３
８	４４	１６	３６	２４
９	４５	１７	３７	２６
１０	４６	１８	３８	２８
１１	４７	１９	３９	３０
１２	４８	２０	４０	３２
１３	４９	２１	４１	３３
１４	５０	２２	４２	３４
１５	５１	２３	４３	３５
１６	５２	２４	４４	３６
１７	５３	２６	４５	３８
１８	５４	２８	４６	４０
１９	５５	３０	４７	４２
２０	５６	３２	４８	４４

21	57	33	49	46
22	58	34	50	48
23	59	35	51	50
24	60	36	52	52
25	61	37	53	54
26	62	38	54	56
27	63	39	55	58
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	46	61	72
34	70	48	62	76
35	71	50	63	80
36	72	52	64	86
37	73	53	65	92
38	74	54	66	98
39	75	55	67	101
40	76	56	68	101
41	77	57	69	101
42	78	58	70	101
43	79	59	71	101
44	80	60	72	101
45	83	61	73	101
46	86	62	74	101
47	89	63	75	101
48	92	64	76	101
49	95	66	77	101
50	98	68	78	101
51	101	70	79	101
52	106	72	80	101
53	111	75	81	101
54	116	78	82	101
55	121	81	83	101
56	121	84	84	101
57	121	87	85	101
58	121	90	86	101
59	121	93	87	101
60	121	96	88	101
61	121	99	90	101
62	121	102	92	101
63	121	105	94	101
64	121	108	96	101
65	121	112	98	101
66	121	116	100	101
67	121	137	102	101
68	121	137	104	101
69	121	137	105	101
70	121	137	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	

7 4	1 2 1	1 3 7	1 1 2	
7 5	1 2 1	1 3 7	1 1 4	
7 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
7 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
7 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
7 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 2	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 3	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 4	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 5	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 2	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 3	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 4	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 5	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
1 0 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
1 0 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
1 0 2	1 2 1	1 3 7		
1 0 3	1 2 1	1 3 7		
1 0 4	1 2 1	1 3 7		
1 0 5	1 2 1	1 3 7		
1 0 6	1 2 1	1 3 7		
1 0 7	1 2 1	1 3 7		
1 0 8	1 2 1	1 3 7		
1 0 9	1 2 1	1 3 7		
1 1 0	1 2 1	1 3 7		
1 1 1	1 2 1	1 3 7		
1 1 2	1 2 1	1 3 7		
1 1 3	1 2 1	1 3 7		
1 1 4	1 2 1	1 3 7		
1 1 5	1 2 1	1 3 7		
1 1 6	1 2 1	1 3 7		
1 1 7	1 2 1	1 3 7		
1 1 8	1 2 1	1 3 7		
1 1 9	1 2 1	1 3 7		
1 2 0	1 2 1	1 3 7		
1 2 1	1 2 1	1 3 7		
1 2 2	1 2 1	1 3 7		
1 2 3	1 2 1	1 3 7		
1 2 4	1 2 1	1 3 7		
1 2 5	1 2 1	1 3 7		
1 2 6	1 2 1	1 3 7		

１２７	１２１	１３７		
１２８	１２１	１３７		
１２９	１２１	１３７		
１３０	１２１	１３７		
１３１	１２１	１３７		
１３２	１２１	１３７		
１３３	１２１	１３７		
１３４	１２１			
１３５	１２１			
１３６	１２１			
１３７	１２１			